

問。

六、尙又其の建築に飛塔を加へしも恐くは其の

今日の意味に於ける寺院となりし頃のこと

して、明帝が此の一構の建築を營造せし時に

はこれなかりならむも、北魏時代の様子よ

り逆推すれば比較的古くより外國傳來の植物

等の其の庭に植えられて、比較的外國的就中

西域印度的色彩の存せしものなりしならむて

ふ疑問。

七、少くとも南北末期には既に此の寺が湮滅荒

廢に歸し居りたるものに非ざるなきやてふ疑

問。

（大正八年七月十九日稿）

雜纂

風俗史上より見たる後水尾上皇と東福門院

櫻井秀

江戸初世の宮廷風俗を考へんとするときは、何

人も後水尾院の御趣好及東福門院の御性行と更に

その背景をなせる武家の勢力を觀過し得ざるべ

し。然れども本問題を少しく委曲に涉つて叙述せ

んがためには一卷の成書を以てするにあらずんば

盡すべくもあらず。故にたゞ左の重要なる二三の

點のみについて所見の梗概をあげ、諸士の教を俟

ち改めて細説するの機會を得んことを期す。

一、東福門院の入内と公武の關係

二、後水尾院時代の宮廷風俗と民間風俗との交渉及連絡

三、女院の御性行

一

德川氏和子の入内は元和六年六月にして、立后は寛永元年十一月なりとす。入宮以前に於ける徳川家上下の苦心畫策等については今すべて述ぶるを避け、宮闈の人とならせ給へるより後の事情のみを窺ふべし。

前月二十八日「從江戸女御晝時分御京着諸人見物成群我演唯后日 詔同日條の盛儀を見聞したる京洛の上下は、未だ幾くならずしてまた入内の美觀に眼を驚されぬ。しかれどもかゝる事實は京人に東武の實力を知らしむるの効果を與へしのみにはあらずして東方武家の女人に對し輕からざる反感を抱かしめしこと疑なきに似たり。

試みに入内當日の行粧を見れば、泰重卿記は、

「從一條城長櫃種々御道具持運也、長櫃數上下五百荷計到來申候」と傳へ、六月十八日條鹿苑日録の著者もまた、

自早天赴施藥院法印、見御入内中略女御々道

具長櫃其外種々結構中略皆蒔繪也中略女御々

車結構萬人驚目者也、其餘六兩茂少雖劣結構

不可言、其餘女房衆者有長柄之衆、其次乘物也、關白九條殿陽明殿下一條殿下其外御公

家衆御供云々 日條

なごいへるを見れば、その華奢を極めたるものなりしこと知らる。從て新女御の御方に對しても過差僭越を難ずるの耳語廷臣の間に絶えざりしが如し。「今度女御より上へ御進上、御拾百、銀子千枚、近頃おかしき事也」泰重卿記 二十日條なごいへるも、その機微を洩せるものならずして何ぞや。されどかゝる京人の反感などは新勢力を背景と

する人々の願慮するところにあらず。彼の藤堂高虎が入内に供奉して宮闈の先例を無視せしとの傳説は高山公實此種の好例證たらしむるを得ん。かくの如にして女御和子は冷眼環視の中央に孤立せらるゝことゝなれりき。入内の翌月は中元の節に當れりしかば、諸家より燈籠獻上のことあり。徳川氏よりも進せられしがこれはた衆目批判の中心たるを免れざりに似たり。

燈籠共見物申候也、江戸女御殿より御進上之

燈籠松松鶴龜近頃見事也、金子三枚ニテ造作

スル也○中近衛殿左府御進上燈籠水車也、○中

見事手キハ物也、二間三間之縱横ノ大也、是

ハ臺也、水車ハ二間四方アルベシ近年見事燈

籠也、(泰重卿記七月十五日條)

東西對抗的氣分の無言の間に流れつゝありしを想ふべく、東方武人の子女に宮闈を威壓せらるるの感を抱き易かりしならむ。然るに幕府の當局

は此種の公家式心理を理(2)解することなく、單に貢獻の品目を豊にしまた女御の御身邊を賑はすを以て宮闈の和睦を得る所以となせしに留れるは歎すべし。土井家譜○古に「東福門院ノ御費用ハ七十萬石ヲ以テ之ニ充ツト云」武野燭談にといへりもいへりと傳ふる如きは即ち右にいへる誤れる政策の禍せる浪費なりともいふべきか。

東方の勢力といへる背景を惡む心と共に觀過すべからざるは「女御和子」その方に對する京上臈本位の批評的態度(3)の點なりとす。入内當初の御修養等のこと今より推察し難きものあれども、「譚海」卷には左の傳説みゆ。

東福門院關東より御入内ありしかば、いかゞにやとうち○中に禁中にて申あへるに何事も覺束なき事なく○中みなおごろきかんじ奉りしとぞ御歌の道もことに愚ならずまし○中て、さくをまち待えては又ちるぞうき、花は

おもひのたねにやはあらぬなど、云御歌口碑に申傳へたる事也。諸道に立入せ給ひ、香の方にも御流儀とて世に傳へもてあそぶ事多し云々。佛法御歸依の事省く

本文は女御が戚里を辱しめ給はざりしことを説けるものにして、勿論かくの如くなりしなるべしとはいへ、少くも當初宮闈の人々が「いかゞにや」と傾きし點のみは殆ど疑ふべからざるべし。

註

(1) 梵舜日記に「コシ上下八十丁旗本百五十人御供上下五千人ホド」といひ、孝亮日次記にも同事見ゆたり。

(2) 後世の書なれども、根岸氏の耳張巻二に左の一話を載す。公家氣質の一端が最も明白に現されたりといふべし。

輕き公家衆有しか至而不勝手(中略)年久數召任ふ女之童あり(中略)袖を留候年比成故物語に心懸給へど雜費之差支有之(中略)然しながら關東人より之財力有ては心も濟す(中略)さて不都合も取賄給て此程袖留宮詣も濟し(中略)やしき事也と松本かたりき(公家衆者賢徳有る事)

(3) これについての俗傳多く存すれども一々あげず。

入内後に於ける宮闈の事情が武家出身の后妃に

對し決して有利の者ならざりしは略述ぶるところの如し。然れども後水尾院の御態度如何については未だ一言をも費さざりき。よりに少しくその方面を概言せんぞす。されど本點に至ては忌憚なき論評は憚るのみならず、資料使用の自由も多大の制限なしとせず。さればたゞ私見の歸着點と二三の傍證を指示するを以て足れりとするの已むなきことは讀者の諒とせらるゝところなるべし。

想ふに後水尾帝の御態度たる前後兩期に分ちて見奉るべきもの、如し。即ち東方の勢力に對してともすれば過激にまで流れんと疑はるゝ反抗的態度を維持し給へる時代と、古典遊興等の趣味に遁れて(一)現實の風潮に眼を背け給はんとせし時代とこれなり。しかれどもかくの如き御態度の變化がいづれの時を以て起りしかは未だ容易にいふべからざるなり。

寛永元年十一月二十日女御立后の慶儀あり。「中宮

御所御道具盡善盡美云々御繁昌此時也義濟准后日記 十二月二日條

と評せられしかど、主上の御胸裏は極めて冷なり

しを信ず。これより先き四月立後の儀ありしとき

老中より板倉周防守に致せる書狀の一節にいはいはく

東武實錄同 月二十日條

女御之御方に而結構過たる御事は驕たる様に

も可成かと思召候。

これはた恐らくば徳川家君臣の僞らざる意向な

るべし。しかれども、後水尾帝の聖慮を以てすれ

ば、東夷の武人等がかくの如き内心を有せりしと

は信じ給ふべくもあらず。従て宮闈に於ける中宮

の御日常も華奢なる表面の色彩を除いて考ふるこ

きは、ほゞ察すべきものあらむ。されば中宮の

侍女等の態度と主上近侍の女官等の心理とを推測

して細川家記にいふが如き「傳説」の發生し得べ

き境地ありしを疑はざると共に、若江家所傳の傳

説も多少の意味なくばあらず。

後水尾院様一旦關東へ御不足御讓位後と相聞申候被思召

極密御企み御催御座候由、其節臺徳院御代と

相聞候御所女房松田と申者此者院之御慮に叶候もの、由關東

へ被召春日局を以段々御尋之上、天下之理害

を以御意見被仰上候處聞召分られ候由略

少なくも幕府方に於て此種の戒心を敢てせしこ

とは事實にあらざるか。寛永年間春日局の上洛せ

しこと兩度あり。初回は六年十月十日に天顔を拜

し、大園日記、泰重卿記、時慶卿記、孝亮日次記等

將軍家の御乳母入洛略御學問所に於て御

對面有主上御引直衣をめされ中央に御座女

院の御方北の方に御座春日の局練貫の袷に

紅の袴を着し西の間より入て御前に參る東武實錄

など傳へらる。かくて十五日に「口外不出之事被仰聞候」との記事泰重卿記にいつ、何事なりけん知られず。

次で九年七月十九日再度入洛し、時慶卿記、寛永日記、東武實錄、春日局譜等、

く京中に留れりしこと諸書にみゆ。(3)その後また三

年にして將軍家光入觀の盛儀あり。(4)かく公武間の

接觸の重ねらるゝに伴ひて、院の御心事も自ら變遷を見るに至りしものゝ如し。

要するに寛永六年十一月に於ける御讓位を最後として(余は從來の如く關東に對する皮肉なる御態度と解すべきを想ふもいかゞあらん)女帝登極の慶となり。女帝登極に至るまでの女院の御心勞につき落穂雜の慶となり。談一言集に傳説あり。實香は別として、明正帝の御即位を見給へる御悦びは察すべきなり仙洞御料の増進となり、公武の間を隔てたる妖雲は漸くにして消散するの運に遇へるならむか。

註

(1)同書忠興、寛永六年十二月二十七日條、本傳説の内容が客觀的事實として承認し得べからざることは、夙に三上博士を以じめ諸先賢の高見に盡されたり。たゞかくの如き風説も當時或程度まで人々をして耳を傾けしむる力ありしことは拒みかたかるべし。

(2)史林第三卷第二號三浦博士文藝復興期の儒風(一五〇—一五一頁)所收他にも類似的傳説少なからず。(弓削物語等)

(3)泰重卿記九月十六日條に、

今日御鞠之儲は江戸春日局御もてなしに相聞侯(中略)春日つほれ其外女中二百人斗も御振舞之由也。時慶卿記にもみゆ

などみだて頗る御優遇ありしを知らる。

(4)家光はこれより先き寛永三年父と共に上洛せしことあり。されど十一年の上洛最も大規模にして、從兵の多數なる京中に巨額銀子を頒てるなど、政略的意義を含めること明白なるものありといふべし。

(5)これに關しては從來幾度か論評せられしものあり。最近にも三浦博士の高見あり。(史林三之)所司代や將軍がこれに對して反感を抱けりとの説孝亮日次記時庸卿記等を否認せられぬ。

二

上皇の御心事は寛永の中年殊に十一年將軍上洛後を以て一變し、爾後の御生活は頗ぶる享樂的方面に向ひ給へるが如し。

寛永十二年十二月仙洞に四百韻連歌を興行せられ、隔翼翌年五月にもまた千句の御會あり。同書十五日十四年の季春には三日三夜の御遊興を行はる。隔翼大内記にも、

御遊品々有之由、連衆二十餘人有之。中仙洞

三日三夜之御遊初ル日條二十二

三日三夜之仙洞ノ御遊今朝相濟申之由也。廿四日條

また禁中にて躍等を御覽せらるゝことも例年の儀となれりしが如し。

今夕奥之板ノ間ニテ姫宮様ヨリト被仰小女ト

モニ躍被仰付候、院様モ御見物ノ由也。大内日記十二年七月十八日條、(二十七目條にも)此中打ッ、キ御所ニテナドリ有之由(こみゆ)。

今日於禁中梅之御庭躍候テ院様國母様被爲成

候大内日記十六年六月四日條

かくの如き宮闈の風潮は、從來普通の古典的御遊興の開催を妨げしにはあらざれど十六年十月五日に行れしこ道房公記に委しくみゆ。民間文化を内廷に普及せしむるの傾向を來さしめし者の如し。

「薩摩アヤツリ」の天覽については資勝卿記に傳へられ、國母即ち東福門院の躍御覽なども度々行はれたりしなり。上皇の御日常にかくの如き變化を來したるは、想ふに無限の御感慨主として政治に於けるを仰へて他に洩し給へるものと解すべし。世に勅作と傳ふる「氣樂坊」なる偶像あり(3)。首のみの人形にして、

それに附着せられたる棒には「氣樂坊空來和尚」の七字或は和歌を書し、(5)いづれも宸筆なりと稱す。予は未だ實見の機を得ざれば、眞偽を確言し得ざれど、先進の多くはみな信憑すべきものと認めらるゝが如し。その和歌は頗る留意すべきものにして、

世の中を氣樂にくらせ何事も

思へばおもふ思はねばこそ

姑らくこれを信すべきものとして見るときは、最もよく御態度を改めさせられし後に於ける上皇の御心事を現はせる者といふべし。

前項に述べしが如く女帝即位後に及んでは、幕府は極力上皇の御感情を融和するにつとめ、上皇もまた深く時運の傾向を看取し給ふところありしと雖も、寂情の發するところ無爲にしては已み難きもの無しとせざるべし。御遊興に或は御著撰、講筵等に後年の御生涯を傾けさせられしは即ち右

の如き御鬱懷を拂はんが爲めと思はるゝなり。
上文殊に「當時年中行事」は後光明院に進せられし
ものにして、後世近代の宮庭生活を考へんとする
もの、典據なるのみならず、深く朝家舊儀の凋落
を歎き給へるを推するに足らむ。

更に民間の風俗と宮闈の連絡については、上
皇が女院と共にさまざまなる御意匠を以て、各種
の藝術界を風化し給へること諸書に傳説多し。香
道に於ける組香の多數を創作し給へる如きをはじ
め、盤立物などの類も恐らくはその御考案に出づ
るならむと想像するものにして、是等の物が古く
室町の世にありしとする傳書流の説は信ずるに足
らず。

また染織界に於ては「御所染」なるものゝ起れる
あり。近代世事談卷一服門一衣は傳へていはく

寛永のころ女院の御所にて好ませられ、おほ
くの絹を染させられ、宮女官女下つかたまで

に賜る、此染京田舎にはやりて御所染といふ。

今日殘存せる江戸初世の古衣裳類を考査するに
未だ確實に御所染なりと斷すべきものを知らざれ
ど、京洛野村氏の芳情によりて見るを得し「源氏
ひ々な形」貞享四年上卷には、「百敷の大みやこ風の御
所染」として松の立木及鶴龜模様あるものを掲
げたり。當時「京染」の流行が遠く關東を風靡し
居たりしこと寛永十二年正月二十八日江城二九に演せ
られし小姓躍の風俗を以ても明なれば、「御所染」
この名は俗稱がその一種として勢力を振ふに至れる
も宜なりといふべし。「貞山公治家記録」の一節に
二九躍の狀を説いて、

二九御數奇屋ニ於テ公方へ公御茶饗シ奉ラル

略○中 公方白御小袖ノ上ニ赤裏薄柿小紋ニ紫

ノ大ナル御紋、黒緞子御上下ヲ召シタマヘリ、

出仕ノ諸大名皆伊達ナル衣裳ヲ着セラル、

略○中 御能過テ小姓共ノ躍ヲ上覽ニ入レ奉ラ

ル〇下

一番 鳥鐘躍〇中 衣裳京染物〇下

三番 團扇躍〇中 衣裳京染

などいへり。華奢盛大の催ありしこと知るべく

たゞ所謂「京染物」「京染」の意匠を傳へざるが遺憾

なるのみ。されど、二番舟躍の服飾が「縐子ニツ

タスリハク」といふが如き者なりしこと、四番

木曾躍のそれが「下ニ白地ニ菊水、銀ヌリハク、

上ニ地黄ニ金銀ノナルコ」と記さるゝ類の風流奢

麗の品たりしより考へても、それに對照されたる

「京染」が凡庸の意匠ならざること明白ならんか。

次に幕府初世の年中恒例服制等には頗ぶる「京

風」の者ありしを忘るべからず。一二を舉證せん

に、(1)三月節句の鷄合の如き、(2)被衣の行はれた

りし如き、みな然りとす。

御禮ノ節若君様モ出御、其ヨリ御臺所前江渡

御鷄ノ勝負上覽(見氏私記 寛永二十年 三月五日條)

竹千代君へ明日鷄合ニ付、老中並ニ御譜代大

名ヨリ鷄ヲ上ラル(正保日記増補二年三月二日條)

御團鷄ノ勝負アリ、〇中六十羽餘ノ内〇中七

羽ニ勝ハ唯一羽、〇中勝レテ大ナル鷄也、

武州熊谷ヨリ出(同書三日條)

徳川家の團鷄は後世その風あらず、(室町幕府

は京都の地にありしかばこれを行へり。)(5)かくの如

きは明に京趣味なりといはざるべからず。

江戸に「カツギ」の俗ありしとの傳説は往々にし

て異見を懐くものなきにあらざれど、「鷄合」と同

じく西方の感化としても考へ得べし。殊に尾州に

入興せし千代姫が「かつぎ」を用ゐしことは確證動

すべからず。大内日記寛永十六年八月十七日條、同九月三日條等

(これについての委しきことは別編に譲る。)

註

(1)資勝卿記にいふ、「櫻ノ御庭ニテ隣障アヤツリ義氏ト申シ

ヤウルリ仕候、先式三番ヲ仕候、リウキウノ若衆四人十

歲頭ノ參テシヤウルリ仕候(中略)又小ウツヲ誦中、シヤミ
山也
センヲ引申候云々(寛永十三年十月七日條)と以て知るべ
し。

(2)時慶御記寛永十四年十月廿五日條、「跳子十人計ト(中略)
皆女樂也」の句みゆ。また大内記十六年六月九日條にも、
「歌舞妓ナトリ院様御庭御舞臺ニテ御座候」といへり。女院
の御覽ありし躰も此種のものなるべく、女樂は三絃を用ひ
しならむ。

(3)故賣新聞所載市内巡杖記所引柏木祐三郎氏談に「院には同
様の偶像十三個を造らせられ近臣に賜はりしといふ、今存
するものは(中略)近衛公府家と京都春光院とにあるものと
合せて三個なりと云」と見ゆ。

(4)柏木氏所藏の分には右の文字ありとぞ。

(5)近衛家所藏のそれにはかゝる歌ありといふ。

(6)和田英松先生皇室御撰解題(二七七一—二七八頁)による。本
書の載するところ御著作類三十種に及べり。

(7)香道の成立とその發達史について(別刷一八一—二〇頁参照
本)

(8)二中恒例記三月三日條等。

三

後水尾院の御態度逸事等にして風俗史の範圍よ
り觀察せらるべきものゝ多くは、政治上の御理想
と現實の乖離に因する歡情の不安を他面に晴し給

ほとんどし給へる結果なるべきと前條述ぶるところ
の如し。而して東福門院の華奢風流を好ませられ
しもまたそれに類する内情に基けるを信ず。女院
の御性格を考ふべき資料多からざれば、確言する
こと難きに似たれど、感情の疎隔ありて理解を缺
ける宮中に孤立せられ、戚里は遙かなる東方に存
するに過ぎざりし事實は日常の御態度に影響なし
とすべからざるなり。

想ふに女院の御態度たるや、豊富なる外的生活
を盡して寂寞なる内的生活の愁を忘れんとせられ
しならむ。されど世人多くはこれを解せず、徳川
家の勢力を楯として恣に奢侈を好ませられし者と
なす。中村氏筆記卷四にいふ。

オ虎サマト云ハ遠山久太夫殿ニ嫁ス^{○中} 離別
ナリ、ソレヨリ京へ上リ金子參萬兩モ持テ樂
ヲ極メ被申候^{○中} 京都烏丸大納言光廣室ハ細
川殿女ナリ、コレモヲゴリモノナリ、女院様

ト三所ニテ京中ノ小袖模様モナニモイロく
仕候由申候、

本書の著者は水戸家の士にして、元祿—享保初
(?)の世事を録し、多く見聞せしところなりと覺
し。されば當時京洛に於ける「伊達者」の内に女院
を數へ居たりしこと知るべく、しかも右の世評は
誣言として斥くべからざるなり。その民間風俗に
感化をなし給へるはいふまでもなく、庶民的文化
の禁中に侵入するをも意とせられざりしは、隔賞
記正保元年七月二十一日條に、

及初更於女院之御殿有女中之躍、可仕見物之
旨、略於籬中人之見物、於庭上躍女八十六
人略又於御椽而盲婦人三人挽三美線、而躍
女二十五人也。

本條にいふところの躍女が果して何物なるかは
問題なれど、三絃の伴奏に伴ひて躍れるを見れば
官人とも想はれず。——多くは女官なりとしても

地下民間の女流が交れりしことを否定し得ざら
ん。——時世少しく降つて後は所謂「舞子」の宮闈
に出入することありしも事實なれば、坊間の舞妓
を内廷に引見せらるゝの例なども、或は當時に行
はれそめし慣例ならん。また三月上巳に雛遊を行
ふことは江戸中世以後世上の恒例となりたれど、
初世に終てはその風あらず。されど「時慶卿記」
寛永六年三にはいはく、
月四日條

宰相來儀、又時良來儀、久語、略昨夜中宮
ニテヒイナの樽臺等ニテ有酒云々。

本文によれば前日和子の御方にて雛の祝ありし
こと知られたり。是等は日時不定なりしひな遊が
偶然三月を以て行はれしに過ぎざるべしとはいへ
他に頗ぶる考ふべきものなしとせず。何となれば
寛永六年は恰もその十一月に明正院の御踐祚あり
し年なればなり。

雛遊の史的變遷については別に記すべければ今

詳しくせざれど、その三月節供に結合せらるゝに至りしは極めて後世の事にして、その理由は未だ明ならずといふべし。而して女院の行はせられし寛永六年のそれは、今日より徴し得たる上巳に於ける雛遊最古の確例なりとす。しかもその事なるや恰も明正院受禪の慶賀を記念することゝなれりし故に。顧みて御内儀の佳例とせられしことは有り得べきを想ふ。而してかくの如き事實が前項に述べたりし宮闈と民間との接觸交渉により、庶人の間に多少の刺戟を興へし者とすれば、一般の慣例として上巳と雛との結合するに至れる原因の幾分を解釋し得べきなり。然れども本點は更に諸方面より考究を重ねざる限り輕々しく斷言すべからず。たゞ少なくとも京洛流行の源泉をなせしと稱せらるゝ女院御所乃至は明正院の御内儀に於て佳例の一として上巳に雛を祭られし事實

(これは否定すべき理由を見ず)が民間に何等かの影響を興へしなら

むと想像するは必しも附會にあらざるべしと信ず。

右に舉げしところにても女院が宮廷風俗の上にな種々の新らしき例をはじめ給へるを知るべし。而して未だ我等の手にし得ざる各種の資料を傳授せんには類證頗ぶる多からむ。「故實物品々圖繪」。寫一本に「掛花」(カケバナ)の圖を示し、説を加へていはく、

右東福門院御所御風流ニテ糸花ニ歌ノ心ヲ被爲造、定家卿十二月花鳥之和歌(拾遺愚草ニ出)

その形態を見れば、「藥玉」より意匠せられたりと覺らく、毎月形を異にする點のみを異なれりとす。想ふに前者の五月九月間に限らるゝと、その間に何等の變化をも生ずるなきを憾みとして、かく御新案ありし者か。かく御意匠に富ませ給へるのみならず「書畫」「押繪」等の技に熟達ありしこと

も明にして、後者は遺物の傳存するあり 前者についても隔窆記寛永十七年四月十七日條に、今日於芝山大膳而國母様御筆跡之掛物借用而來也」云々の句あるにて推せらる。

かゝる御方なれば日常の御服飾などにも種々新らしき御好みありと見えて、福井文學士が採集せられたる金屋の「女院御所様御用御吳服諸色調進代付之御帳」(延寶六年度)等に頗ぶる珍らかなる紋様を掲ぐ。殊に八橋模様、或は文字入繪様のくさ

く(中にも「御地りうもんの御ちあさき、かど廻り先きかわらあかへに^略○^中香車のもじむらさきいと金しや」といへる一種の如きあり)扇子つなぎ(圓形を作れるものと段垣をなせるものとみゆ)なんどの華奢なる諸品が悉く晩年の御用品なること驚くべきのみ。延寶六年といへば女院崩御の年にして、その歳、御年七十三なりき。兼輝公記六月十五日條に、

東福門院^略○^中崩御、^越下自去々歳御不例御病症不慥^略○^中已崩御也^略○^中痔漏云々、依女儀堅固令穩密給、仍療治相違云々、

いふどころにして信すべくんば、乳癰の施術を拒絶して薨すと傳へらるゝ柳營の貴人と共に、これはた當代女流の精神を察せしむべき好個の風俗史的例證となすべし。崩御のとき靈元帝を初め奉り侍臣等が奉弔の所詠あり。

悲しさは三年みさりし俵の

わすれすなからさたかにもなき 當今

みな月のひかりもつらしあし簾

かゝる思の秋の氣色に

かゝるときぬれぬ袖やはありそみの

濱の眞砂の天の下人 中院通茂

(東福門院登霞記)

「忘れすなからさたかにもなき」と歎かせ給へる叡情想ふべく、次で後水尾上皇もまたかくれさせ

給ひぬ、延寶八年八月六日の常子内親王。○無上
法院記に、

戍刻ほどに法皇ちと御わろきよし○中つけや
らん云々。

など見え、十八日の夜○十九
日晝更を以て崩す。寶算八
十五にして、「自去月下旬御不良○中御老病仍無
治療治」と傳へらる。兼輝
公記御在位時代に引かへて
後年の御日常はめでたき御境遇なりしことは既に
説けりしが如し。

江戸初世の宮廷風俗に多くの新しき色彩を加へ
給へる兩院の御生涯と、その御態度を縁として民
衆的風俗の漸く禁中に入らんとし來れること、及
世上に及ぼせし霞洞仙院の感化等は上文に大概を
述べたりぬ。更に委曲に涉り細説せんには、むしろ
「風俗研究」「考古學雜誌」等の適當なるを思ひ、ま
た餘に多く餘白を汚さんことを恐れ、姑らく筆を
これに留めんとす。

註

(1) 月刈藻集の傳説は信ずるに足らざるものなり。
(2) いふまでもなく宮廷の公式年中行事としては認められざりき
後水尾院の年中行事に一言かも記させ給はざるにてしるべし
終に福井氏の好資料を提供せられしことを謝
す。江戸時代の宮廷に於ける服飾の變化について
は別に詳説するの機あるべきなり。

(大正八、七、廿、稿)